

(様式2)

公募型プロポーザル参加資格確認書

徳島県知事 殿

事業名：令和5年度子育て支援パスポート利用促進事業

- 1 当団体は、県内に本店、本部等又は支店、支部等を有しております。
- 2 当団体は、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要項（昭和56年徳島県告示第26号）第4条第1項の規定による審査を受け資格を有すると認められた者です。
- 3 当団体は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者です。
- 4 当団体の役員は、次のア又はイのいずれにも該当しない者です。
  - ア 破産者で復権を得ない者
  - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- 5 当団体は、次のアからウまでのいずれにも該当しない者です。
  - ア 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき再生手続開始の申立てをされた者で、同法第174条第1項の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）
  - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。）がなされている者（同法に基づき更生手続開始の申立てをされた者で、同法第199条第1項若しくは第200条第1項の規定による更生計画認可の決定を受けている者を除く。）
  - ウ 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者（同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）
- 6 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者ではありません。
- 7 当団体は「徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止等の措置」を受けていません。また、本書提出日以降に指名停止措置を受けた場合には、参加資格を無効とされても異議を申し立てません。
- 8 特定の政治活動又は宗教活動等を主たる目的とした法人、公序良俗に反する等適当でないと認められる者ではありません。
- 9 当団体は、この調達の公告日から本書提出日までの間のいずれにおいても、「徳島県暴力団排除措置要綱に基づく排除措置」を受けていません。
- 10 当団体は、県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者です。

上記のとおり相違ないことを誓約します。

令和 年 月 日

(提出者)

住所

団体名及び

代表者職 氏名